（別紙様式2）

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：　埼玉県
農業委員会名：　和光市農業委員会

Ⅰ　農業委員会の状況（令和3年3月31日現在）

1　農業の概要

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	0	96	0	0	0	97
経営耕地面積	1	76	68	4	0	－
遊休農地面積	0	0.04	0.04	0	0	0.04
農地台帳面積	0.4	107.6	0	0	0	108

※1　耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3　遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	172
自給的農家数	77
販売農家数	95
主業農家数	44
準主業農家数	22
副業的農家数	29

※　農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	225
女性	104
40代以下	54

※　農林業センサスに基づいて記入。

	経営数（経営）
認定農業者	40
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	0
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

2　農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会　　任期満了年月日　H　年　月　日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者								
女性								
40代以下								

新制度に基づく農業委員会　　任期満了年月日　R　5年　7月　1　9日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	11	11
認定農業者	―	4
認定農業者に準ずる者	―	0
女性	―	2
40代以下	―	4
中立委員	―	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員			

＊現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

Ⅱ　担い手への農地の利用集積・集約化

1　現状及び課題

現　　状 （令和2年4月現在）	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	97ha	37.2ha	38.25%
課　　題	高齢化や後継者不在により耕作が困難になった農地が転用されるケースが見られるが、転用されてしまうと利用権設定の機会を失うとともに、利用集積可能な農地そのものが失われる。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2　令和2年度の目標及び実績

集積目標　①	集積実績　②	（うち、新規実績）	達成状況（②／①×100）
37.3ha	37.5ha	0.5ha	100.53%

※1　集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入
※2　集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
※3　新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地）をどの程度増加させたかを記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	年間を通じて農家だより等を活用して一層の制度周知を図り、農地所有者の利用権設定の認知度を高める。認知度を高めることで、自身での耕作が困難となった場合に転用ではなく利用権設定で農地として維持できる可能性があることの理解を得る。併せて、日常的な巡回や農業者等とのコミュニケーションにより利用集積可能な農地の情報収集と整理を行い、意欲的な農業者に対して情報提供を行う。
活動実績	農家だより11月号に農地利用集積事業についての記事掲載を行い、新規集積につなげた。

※　活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	現在の目標値を維持できることが望ましいが、状況に応じて目標値の見直しを行うことが必要
活動に対する評価	引き続き積極的な制度の周知活動と個別的アプローチを継続することが必要。

Ⅲ　新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1　現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	0経営体	0経営体	0経営体
	29年度新規参入者 が取得した農地面積	30年度新規参入者 が取得した農地面積	元年度新規参入者 が取得した農地面積
	0ha	0ha	0ha
課　　題	農業経営の開始には、農地・資金・収益性・営農技術が求められることから、まとまった農地が無い当市では新規参入者の受け入れには課題が多い状況である。		

※1　新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。
※2　新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2　令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況（②／①×100）
1経営体	0経営体	0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況（④／③×100）
0.1ha	0ha	0%

※1　参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入
※2　参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入
※3　参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	特に実施する予定はない。
活動実績	和光市在住の20代女性が新規就農を目指していたが、体調不良により活動を休止したため就農には至っていない。ただし、農業委員を中心に就農準備のフォローを行った。

※　活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	ここ数年の実績を踏まえて、妥当といえる。
活動に対する評価	ここ数年の実績や地域状況を踏まえて、やむを得ないといえる。

Ⅳ　遊休農地に関する措置に関する評価

1　現状及び課題

現　　状 （令和2年4月現在）	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	割合（B／A×100）
	97ha	0.04ha	0%
課　　題	利用状況調査の円滑な実施と遊休農地が発生した場合の所有者に対する適切な指導。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2　遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2　令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況（②／①×100）
0ha	0ha	0%

※1　解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
※2　解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3　２の目標の達成に向けた活動

	措置の内容	調査員数（実数）	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	農地の利用状況調査	11人	１０月	１０月
		調査方法	10月：市街化区域の3地区と調整区域1地区を2グループに分け、担当地区の農業委員を中心に地域の現地調査を実施する。調査結果を当月の農業委員会総会において報告し、全農業委員で対応について協議する。 調査結果を当月の農業委員会総会において報告し、全農業委員で協議のうえ遊休農地の判定を行う。	
	農地の利用意向調査	調査実施時期：10月		
	その他の活動	調査実施前に、農家だよりで利用状況調査の実施について周知している。		
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数（実数）	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		11人	１０月	１０月
	農地の利用意向調査	調査実施時期：10月	調査結果取りまとめ時期	１０月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数：　0筆	調査数：　0筆	調査数：　0筆
		調査面積：　0ha	調査面積：　0ha	調査面積：　0ha
	その他の活動	各農業委員が日常的に農地パトロールを実施している。		

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	現在の目標値を維持できることが望ましいが、状況に応じて目標値の見直しを行うことが必要。
活動に対する評価	年1回の利用状況調査の実施と、農家だよりによる事前周知の結果、遊休農地の新たな発生は抑制できた。また既存の遊休農地の解消についても議論を重ねた。

Ⅴ　違反転用への適正な対応

1　現状及び課題

現　　状 （令和2年4月現在）	管内の農地面積（A）	違反転用面積（B）
	97ha	0.57ha
課　　題	法手続きを経ずに転用されてから相当年月が経過している場合が多いと考えられ、遡っての指導が困難である。	

※　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※　違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2　令和2年度実績

実　　績①	増減（B-①）
0.57ha	0ha

※　実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3　活動計画・実績及び評価

活動計画	年数の経過している案件についても機会を捉えて指導を行い、農業委員及び事務局による農地の巡回により違反転用の未然防止、早期発見・早期解消を図った。
活動実績	農地利用状況調査とともに10月に一斉パトロール活動を行った。
活動に対する評価	新型コロナウイルスの影響を考慮し、一斉パトロールは年1回に留めたが、代わりに農業委員による個別パトロールを随時実施することで、一定の活動を維持した。 一定の成果はでているが、違反転用の多くが発生から相当年数経過しているため改善は困難と思われるが、機会を捉えて継続的に指導を行うとともに、発生防止策として啓発活動を積極的に行うことが望ましい。

※　活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅵ　農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1　農地法第3条に基づく許可事務

（1年間の処理件数:4件、うち許可4件及び不許可0件）

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="4">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事実関係の確認</td><td>実施状況</td><td colspan="4">事務局にて申請書の記載内容や添付書類から申請内容の精査を行い、農業委員及び事務局で審査項目である申請者の営農状況等について現地調査や聴き取り調査を実施して確認している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">特になし。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総会等での審議</td><td>実施状況</td><td colspan="4">事務局が議案ごとに審査項目に沿って申請内容を説明し、審査基準等に基づいて審議している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">特になし。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">申請者への審議結果の通知</td><td rowspan="2">実施状況</td><td colspan="2">申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数</td><td colspan="2">4件</td></tr>
<tr><td colspan="2">不許可処分の理由の詳細を説明した件数</td><td colspan="2">0件</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">総会終了後速やかに申請者に審議結果及び指摘事項に関する通知を行っており、改善すべき点は見られない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審議結果等の公表</td><td>実施状況</td><td colspan="4">総会終了後速やかに審議結果をホームページに掲載している。また、議事録完成後速やかに窓口で縦覧に供しているほか、ホームページで公表している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">特になし。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理期間</td><td>実施状況</td><td>標準処理期間</td><td>28日</td><td>処理期間（平均）</td><td>20日</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">特になし。</td></tr>
</table>

2　農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

（1年間の処理件数:4件）

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="4">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事実関係の確認</td><td>実施状況</td><td colspan="4">事務局にて申請書の記載内容や添付書類から転用計画を精査し、現地調査や転用行為者からの聞き取り調査により、近隣の営農状況や周辺環境への影響等について確認している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">他法令違反による建築物の撤去指導や申請地周辺の利用状況について改善指導を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総会等での審議</td><td>実施状況</td><td colspan="4">事務局が議案ごとに審査項目に沿って申請内容を説明するほか、適宜参考人（代理人等）を招いて転用計画の説明を求め、審査基準に基づいて審議している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">特になし。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審議結果等の公表</td><td>実施状況</td><td colspan="4">総会終了後速やかに審議結果をホームページに掲載している。また、議事録完成後速やかに窓口で縦覧に供しているほか、ホームページで公表している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">特になし。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理期間</td><td>実施状況</td><td>標準処理期間</td><td>設定していない。</td><td>処理期間（平均）</td><td>20日</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">特になし。</td></tr>
</table>

３　農地所有適格法人からの報告への対応

<table>
<tr><th>点検項目</th><th colspan="3">実施状況</th></tr>
<tr><td rowspan="7">農地所有適格法人からの報告について</td><td colspan="2">管内の農地所有適格法人数</td><td>0　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書提出農地所有適格法人数</td><td>0　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数</td><td>0　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数</td><td>0　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人</td><td>0　法人</td></tr>
<tr><td>提出しなかった理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>対応方針</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">農地所有適格法人の状況について</td><td colspan="2">農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数</td><td>0　法人</td></tr>
<tr><td>対応状況</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

４　情報の提供等

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="2">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">賃借料情報の調査・提供</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象賃貸借件数　　件</td><td>公表時期
令和　年　月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法：和光市内の実績が乏しいため、和光市・朝霞市・新座市・志木市の平均値を参考情報としてホームページに掲載している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">特になし。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">農地の権利移動等の状況把握</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象権利移動等件数　　件</td><td>取りまとめ時期
令和　年　月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法：農地転用については市の統計で件数と面積を公表している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">特になし。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">農地台帳の整備</td><td rowspan="3">実施状況</td><td colspan="2">整備対象農地面積　　ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">データ更新：農地法の許可申請・届出、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、随時更新を行っている。</td></tr>
<tr><td colspan="2">公表：</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">特になし。</td></tr>
</table>

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ　地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 特になし。 〈対処内容〉

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 特になし。 〈対処内容〉

※　Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ　事務の実施状況の公表等

1　総会等の議事録の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している

2　農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数　　0 件

提出先及び提出した意見の概要	

3　活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している